

公益社団法人高分子学会
高分子学会賞規程
(2019年3月12日 理事会承認)

(総 則)

第1条 高分子学会賞の授賞については、この規程の定めるところによる。

(対 象)

第2条 本賞は、本会会員で高分子科学、技術（工学、工業化技術を含む）に関する独創的かつ優れた業績を挙げたものに授与する。

(賞)

第3条 本賞の受賞件数は、毎年6件以内とし、科学および技術の2種とする。受賞者には、賞状、賞牌、および副賞を贈呈する。

(候補者の推薦)

第4条 本賞の受賞候補者の推薦は、本会指定の推薦書に所定事項を記入し、必要な参考資料を添えて、毎年9月末日までに、候補者が在籍する支部の推薦委員会に提出する。

2 推薦委員会に関する内規は別に定める。

第5条 推薦委員会委員長は推薦された候補者の必要な書類を整え、毎年10月末日までに会長に提出する。

(受賞候補者の選考)

第6条 本賞の受賞候補者選考のため、高分子学会賞選考委員会をおく。

2 選考委員会に関する内規は別に定める。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者の決定は、理事会の議決を経て行うものとする。

(受賞者の表彰)

第8条 受賞者の表彰は、年次大会の会期中の表彰式で行う。

(学会賞の英訳名)

第9条 本賞の英訳名は、科学、技術ともに、The Award of the Society of Polymer Science, Japan (年) とする。

補 則

1. この規程は、理事会の承認を得て施行する。

(1981年5月11日一部改正理事会承認)

(1983年5月12日一部改正理事会承認)

(1986年5月13日一部改正理事会承認)

(2011年11月11日停止条件付理事会承認 2012年4月1日発効)